
双葉町国土強靱化地域計画

令和 2 年 12 月
令和 7 年 4 月改訂
双 葉 町

目次

第1章 計画策定の趣旨	- 1 -
1-1 計画策定の趣旨	- 1 -
1-2 計画の位置付け	- 1 -
1-3 計画期間	- 1 -
第2章 基本的な考え方	- 2 -
2-1 基本目標	- 2 -
2-2 事前に備えるべき目標	- 2 -
2-3 強靱化を推進する上での基本的な方針	- 2 -
第3章 双葉町の概況	- 4 -
3-1 概況	- 4 -
3-2 対象とする災害（主要な自然災害リスク）	- 6 -
第4章 脆弱性評価の枠組み	- 7 -
4-1 評価の枠組み及び手順	- 7 -
4-2 評価結果	- 10 -
第5章 強靱化の推進方針	- 11 -
5-1 推進方針の策定	- 11 -
5-2 推進方針の具体的内容	- 11 -
第6章 計画の推進	- 12 -
6-1 推進体制	- 12 -
6-2 進捗管理及び見直し	- 12 -

第 1 章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、上下水道施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、町内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、全町避難を強いられ、町内での生活、あらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、町の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。

また、福島県は、平成 30（2018）年 1 月に「福島県国土強靱化地域計画（以下、「県地域計画」という。）」を策定、令和 3（2021）年 4 月に改訂し、県土の強靱化に取り組んでいる。

本町においても、東日本大震災及び原子力災害から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「双葉町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定するものであり、「双葉町復興まちづくり計画（第 3 次）」や「双葉町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

1-3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 7 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

その後は、計画期間中においても、特定帰還居住区域復興再生計画に基づく特定帰還

居住区域の避難指示解除、施策の進捗状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

2-1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、本町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 町の迅速な復旧復興が図られること

2-2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2-3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画並びに県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて、地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。特に、激甚化する水害に備えた流域全体での治水対策や適切な避難行動の意識を高めるための取組を推進する。
- 国、県、町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組みを推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国・県や本町の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、女性、高齢者、子ども、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害からの復興・再生を中心として、県が取り組む医療、福祉、教育の確保、福島イノベーション・コースト構想による新産業や雇用の創出、事業や営農の再開支援、風評払拭・風化防止について、本町においても強化していく必要がある。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 双葉町の概況

3-1 概況

(1) 位置及び地勢

本町は、福島県の浜通り地方・双葉郡の北東部に位置し、東は太平洋、南は大熊町、北は浪江町に隣接し、東西に細長くのびている。西には三ツ森山や十万山などのある阿武隈山地がちなり、ふもとから緩やかな丘陵地帯が東の海岸に向かって延びている。また国道6号とJR常磐線が町内を並行しながら南北に縦断している。

面積は、51.42km²で、東西12.85km、南北6.75kmにおよぶ細長い形になっている。

気候は、海洋性で比較的温暖であり、平年値で降水量も1,511ミリ、平均気温も12.3℃で冬季でも積雪が大変少なく自然条件に恵まれた住みよい地域といえる。

(2) 地質

本町の地質は、阿武隈山地の花崗岩類及び海岸に至る丘陵地帯に発達する新第三紀の地層よりなり、また前田川の河口付近は小規模な沖積層よりなる。

(3) 河川、湖沼及び海岸

河川については、阿武隈高地より直接太平洋に流入する。本流前田川に支流の松迫川、根小屋川、戎川、中田川が流入し、大字中野及び大字中浜を経て、太平洋に至っている。単独河川で土砂の流出が多い。

湖沼については、本地方には大河川を有せず、灌漑用ため池として、大小200有余のため池を有する。

海岸については、大字細谷、大字郡山、大字中野及び大字中浜と南北に海岸線を有し、大部分が、護岸工事が施工されているが、天然海岸の箇所については、激浪による浸食が甚だしく、また防護施設のある箇所においても、異常な波浪や高潮等に対する防災対策を考慮すべき状況にある。

(4) 人口

町の総人口は5,265人（令和7年2月末現在、住民基本台帳人口）である。総人口に対する高齢者は、年々増加傾向にあり高齢者世帯も少なくない。

令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域で避難指示が解除され、令和2年3月4日に先行して避難指示が解除された町北東部の避難指示解除準備区域等を含め、居住が可能となった。避難指示解除から5年後の居住人口は、2,000人を目標としている。

(5) 土地利用

本町の東日本大震災前の土地利用は、山林・原野が5割を占め、東部の平野部は、宅

地、田畑、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所等の工業・業務用地に利用されている。ＪＲ常磐線双葉駅周辺に住宅が集積し、役場をはじめとする公共施設も立地していた。

図 双葉町概略図（令和4年8月30日以降）

(6) 地域の災害危険性の把握

なお、気候的には、比較的温暖であることから、雪害などは少ない。その他の災害としては、火災等の社会的災害の危険性がある。

3-2 対象とする災害（主要な自然災害リスク）

本計画で対象とする災害（想定するリスク）は、国の基本計画で示されている大規模自然災害とあわせて、本町の災害リスクや直面している危機を踏まえ、以下のように設定する。

災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性
地震		県の被害想定に基づく最大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊等
津波		県の被害想定に基づく最大規模の津波	町内の約9%の津波浸水等
台風 梅雨前線 豪雨等	風水害	スーパー台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	前田川等の氾濫 等
	土砂災害	記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	幹線道路等の寸断等、施設の倒壊等
大規模火災		住宅密集地や山林等にて強風等による大火	住宅密集地や山林等における大火
複合災害		大規模地震や大雨による洪水等が繰り返し発生する被害	上記の複合災害

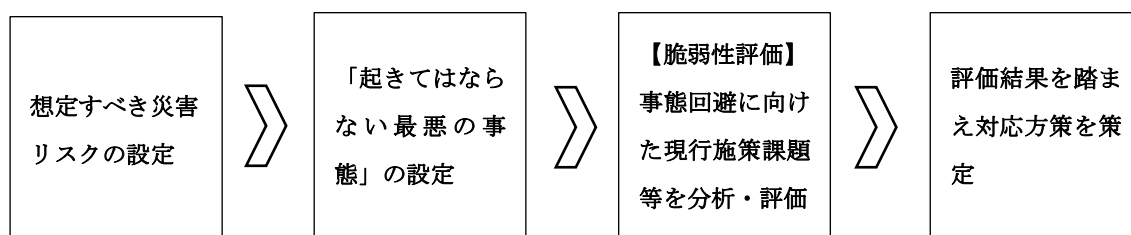
➤ 過去に発生した主な町内の被害状況

災害名・発生年月	災害の種類	被害の概要
昭和61年8月4日、5日 (台風10号)	風水害	床下浸水 6戸 被害総額 274,650千円
昭和62年4月7日 (福島県沖地震)	地震	石堀の転倒 4箇所 屋根のむね瓦の落下 28箇所 被害総額 9,000千円
昭和63年8月10日	風水害	道路 4箇所 橋りょう 1箇所 河川 4箇所 被害総額 149,562千円
平成23年3月11日 (東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災))	地震 津波	地震規模 Mw=9.0 町内全域 震度6強 津波浸水面積 約3km ²

第4章 脆弱性評価の枠組み

4-1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



（１）本計画の対象とする災害リスク

過去の町内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

（２）「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画、本町の地域特性を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8 項目)	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) (27 項目)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) (27項目)	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模流出・拡散
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	風評等による地域経済等への甚大な影響

（３）施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化施策分野として、下記の１０つの個別施策分野と２つの横断的分野を設定した。

強靱化施策分野（12 項目）	
【個別施策分野】	
1	行政機能
2	消防
3	住宅・都市
4	保健医療・福祉
5	ライフライン・情報通信
6	経済・産業
7	交通・物流
8	農林水産
9	環境・気候変動
10	土地保全・土地利用
【横断的分野】	
11	リスクコミュニケーション
12	長寿命化対策

（４）評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

４－２ 評価結果

評価結果は、別冊１のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

5-1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために取組むべき強靱化施策の対応方針について、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（プログラム）ごとに策定した。しかし、本町は原子力災害により全町避難が継続している状況のため、指標設定は復旧・復興の状況等に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

また、強靱化施策分野ごとに対応する推進方針を取りまとめた内容は、別冊3のとおりである。

5-2 推進方針の具体的内容

本町の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、別冊2のとおりである。

第6章 計画の推進

6-1 推進体制

本計画の推進については、庁議を中心とする各課横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画の見直しを行うとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなまちづくり」に取り組む。

6-2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。

